

(連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置)

第二十五条 新令百五十五号の二十九号一、ト及びチ(連結控除限度額の計算の特例)の規定は、連結法人の平成十九年五月一日以後に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、同日から信託法施行日の前日までの間における同号二の規定の適用については、同号二中「租税特別措置法」とあるのは、租税特別措置法第六十八号の九十三の三第一項(連結法人における特定外国信託の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除)同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。の規定により各連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額の合計額及び同法とする。

2 旧令百五十五号の二十九号一及び二に掲げる金額がある場合の連結法人の信託法施行日前に終了した連結事業年度に対する法人税については、なお従前の例による。

(外国法人の国内源泉所得に対する法人税に関する経過措置)

第二十六条 新令百七十六号第七項(国内において行う事業から生ずる所得)及び百八十八号第二項(外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算)の規定は、平成十九年五月一日以後にこれらの規定に規定する国内事業管理親法人株式につき同項各号に掲げる行為が行われる場合について適用する。

2 新令百八十八号第一項第十七号の規定は、平成十九年五月一日以後に合併、分割型分割又は株式交換が行われる場合について適用する。

3 新令百八十八号第五項及び第六項の規定は、平成十九年五月一日以後に交付を受けるこれらの規定に規定する国内事業管理親法人株式について適用する。

4 新令百八十八号第九項(同項の表第九号第一項第五号の項、第九十九号第一項第六号の項及び百十九号第一項第八号の項に係る部分に限る。)の規定は、外国法人が平成十九年五月一日以後に行われる合併、分割型分割又は株式交換により交付を受ける株式(出資を含む。)について適用する。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第二十七条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、第八十二条の十五第三項(同法第四十五号の八において準用する場合を含む。)、第八十二条の十三第三項(同法第四十五号の八において準用する場合を含む。)、第八十二条の十四第一項若しくは第二項(同法第四十五号の八において準用する場合を含む。)、及び「、第三百三十四号の三第一項(同法第四十七号において準用する場合を含む。)、第三百三十四号の四第一項から第三項まで(同法第四十七号において準用する場合を含む。)」を削る。

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正)

第二十八条 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号二(1)中「法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第四号に規定する開発費」を「開発費(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)」に改める。

(特許法施行令の一部改正)

第二十九条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

(特許法等関係手数料令の一部改正)

第三十条 特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

(産業技術力強化法施行令の一部改正)

第三十一条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

第六号第二号口中「第十四条第一項第四号に規定する開発費」を「第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用」に改める。

相統税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽  
平成十九年三月三十日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十四号

相統税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)の施行に伴い、及び相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定に基づき、この政令を制定する。

相統税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第一条の九)」

「第一章 総則(第一条―第一条の九)」

第一節 通則(第一条)

第三節 相続若しくは遺贈又は贈与により

取得したものとみなす財産の範囲(第一条の二―第一条の十二)

第一条の五)に改める。

第一条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第一条の次に次の節名を付する。

第二節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす財産の範囲

第一条の二第二項第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の二第七項(事業協同組合及び事業協同小组)に規定する共済事業を行う同項に規定する特定共済組合の締結した生命共済に係る契約

第一条の二第二項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前項第四号に規定する特定共済組合の締結した傷害共済に係る契約

第一条の三第六号中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改め、同条に次の一号を加える。

七 独立行政法人福祉医療機構の締結した社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)第二条第九項(定義)に規定する退職手当共済契約に基づいて支給を受ける一時金

第一条の四を削り、第一条の五を第一条の四とし、第一条の六を第一条の五とし、同条の次に次の節名及び一号を加える。

財務大臣 尾身 幸次  
内閣総理大臣 安倍 晋三

第三節 信託に関する特例

(退職年金の支給を目的とする信託等の範囲)

第一条の六 法第九条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる信託とする。

一 確定給付企業年金法第六十五条第三項(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)に規定する資産管理運用契約に係る信託

二 確定拠出年金法第八条第二項(資産管理契約の締結)に規定する資産管理契約に係る信託

三 第一条の三第四号に規定する適格退職年金契約に係る信託

四 前三号に掲げる信託に該当しない退職給付金に関する信託で、その委託者の使用人(法人の役員を含む)又はその遺族を当該信託の受益者とするもの